令和８年度　文京区障害者地域自立支援協議会

第１回　権利擁護専門部会　次第

日時：令和８年８月５日（水）午前１０時～正午
会場：文京区民センター３階　３Ａ会議室

１　開会
２　議題
（１）文京区障害者地域自立支援協議会について
（２）令和８年度障害者地域自立支援協議会における検討事項について
（３）令和７年度権利擁護支援連携協議会報告（文京区成年後見中核機関の実施状況報告）
（４）権利擁護専門部会における取組みについて
（５）その他

【配付資料】
開催次第
資料第１号　　文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
資料第２－１号　文京区障害者地域自立支援協議会について
資料第２－２号　令和７年度第２回障害者地域自立支援協議会全体会　報告
資料第２－３号　令和７年度全体会報告（アンケート集計）
資料第２－４号　令和８年度文京区障害者地域自立支援協議会　組織図
資料第２－５号　令和８年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール
資料第２－６号　文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等
資料第３号　　令和８年度文京区障害者地域自立支援協議会　各専門部会の検討事項について
資料第４号　　令和７年度文京区成年後見中核機関の実施状況について
資料第５－１号　権利擁護専門部会情報・課題共有
資料第５－２号　令和７年度居住支援協議会の取組について
資料第５－３号　文京区居住支援協議会ワーキング実施報告
資料第５－４号　「令和７年度障害者支援の手引き」より抜粋
資料第５－５号　「令和７年度障害者支援の手引き」追補版より抜粋

【資料第1号】

文京区障害者地域自立支援協議会　権利擁護専門部会委員名簿

令和8年4月1日

敬称略

役職名	新委員	グループ	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長			髙山　直樹	東洋大学　福祉社会デザイン学部　教授
親会委員		A	新堀　季之	社会福祉士
〃		A	清水　健太	文京地域生活支援センターあかり　施設長
〃		B	北原　隆行	文京槐の会　は～と・ピア2施設長補佐
委員		B	武長　信亮	弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士
〃		A	皆川　譲	文京区障害者就労支援センター　主任
〃		B	荒木田　紘子	文京区障害者基幹相談支援センター
〃		A	坂井　崇徳	弁護士
〃		B	箱石　まみ	司法書士
〃		B	寺本　圭子	文京区民生委員・児童委員協議会 富坂地区副会長
〃		A	賀藤　一示	知的障害者相談員
〃		A	篠木　一拓	文京社会福祉士会　事務局長
〃		B	平石　進	文京区社会福祉協議会　権利擁護センター係長
当事者委員		欠	天野　亨	当事者委員
〃		B	久米　佳江	当事者委員
区　委員		B	福田　洋司	障害福祉課　身体障害者支援係長（身体障害者福祉司）
〃		A	須田　浩史	障害福祉課　知的障害者支援係長（知的障害者福祉司）
〃	○	B	大友　緑	予防対策課　保健指導係長
〃	○	A	渋谷　尚希	予防対策課　予防対策主査
〃		A	宮原　駿一	福祉政策課　地域福祉係長
事務局			市川　健一郎	文京区社会福祉協議会　事務局次長
事務局			伊藤　真由子	文京区社会福祉協議会　権利擁護センター
事務局			渡邊　莉央	文京区社会福祉協議会　権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会について

１　設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

２　設置時期

平成２０年３月

３　協議会検討事項

⑴　障害者相談支援事業等に関すること。
⑵　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
⑶　障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
⑷　権利擁護の取組に関すること。
⑸　就労等社会生活の支援に関すること。
⑹　その他地域の障害福祉の増進に関すること。

４　会議運用

⑴　会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

⑵　傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

⑶　会議記録の取扱い

・　障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
・　各専門部会においては、要点記録方式とする。
・　会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

⑷　委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

【資料第2-2号】

令和７年度第２回障害者地域自立支援協議会全体会　報告

１　開催概要

日時：令和８年３月３日（火）１４時から１７時まで

会場：区民センター３Ａ（文京区民センター３階）

２ 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

・区報掲載（2/10 号）

・区ホームページ掲載

・チラシ配布（専門部会員、障害者団体、相談員、差別解消支援地域協議会、民生・児童委員、区内小・中学校、区内事業所、千代田区就労支援センター、中央区就労支援センター）

３ 来場者数

親会委員 22 名、就労支援専門部会員 9 名、ゲスト登壇者 2 名、傍聴 69 名

＜傍聴内訳＞

事業所職員 21 名、障害当事者・家族　6 名

民生・児童委員 8 名、専門部会委員 18 名

学校関係者 7 名、行政 4 名、その他 5 名

４ 発表内容

１　開会

・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明　→高山会長より

２　議題

⑴　区の現状・制度説明　→障害福祉課より

⑵　専門部会より活動発表　→各部会長より

・相談・地域生活支援専門部会

・権利擁護専門部会

・障害当時者部会

・子ども支援専門部会

⑶　就労支援専門部会の取組

・就労選択支援について　→事務局より

・モデル事例の発表　→就労支援専門部会長、中山部会長、松尾委員、ゲスト登壇者２名より

・質疑応答　→就労支援専門部会長、事務局より

・総括

以上

令和7年度全体会報告

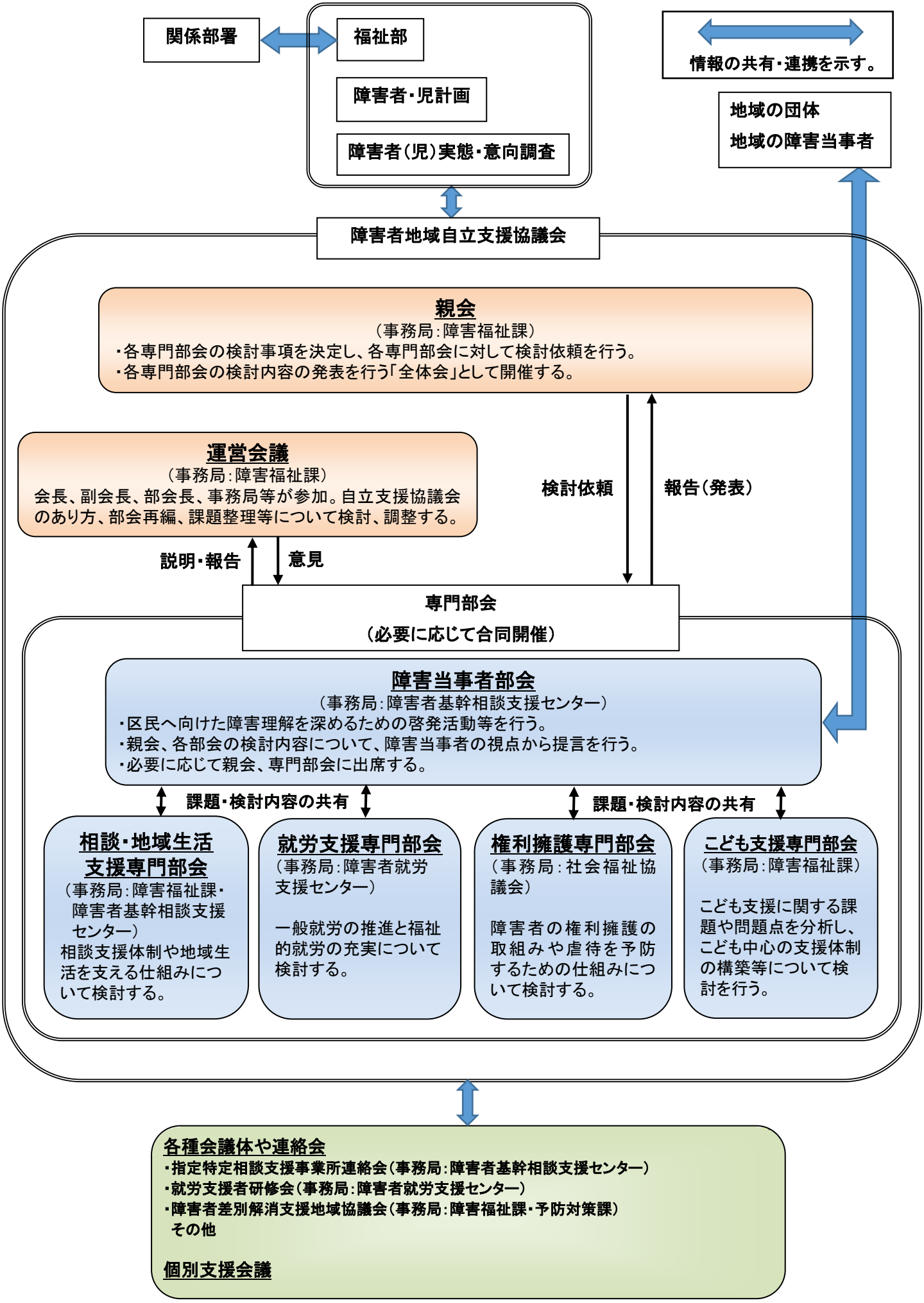
【資料第1-3号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった		
2	普通	文京区の障がい者の自立支援に関わる関係機関の勉強になった。	区内事業所
3	大変良かった		
4	良かった	有意義なお話ばかりでしたが、マクロ・メゾ視点の話が多く、具体的なミクロ視点でどう実現するのか…と言うところまで話を深掘りしていただきたかった。	区内事業所
5	大変良かった	各部会からの報告から、今の文京区の現状や今後の方向性を理解することができ、とても学びが多かったです。ありがとうございました。	区内事業所
6	良かった	文京区の地域の現状と、切れ目のない他職種連携を目指していることを知ることができ、自分の業務に活かせると感じた。	区内事業所
7	大変良かった	それぞれの部会の活動内容が分かり、大変参考になりました。 全体総括としての会長のお話がとても分かりやすく、何をすべきか指南いただきました。 就労選択支援は始まったばかりの制度で、まだまだ見えないことが多いですが、当事者を真ん中にした意思決定支援ができるように、区の進め方を検討していきたいです。	その他
8	良かった	冗長な発表が多かったので全体の時間は2時間程度で良いと思いました。内容は勉強になりました。	障害当事者・団体
9	大変良かった	就労支援部会の選択支援の説明がわかりやすく良かったです。 当事者を中心に置いた縦割りではない部会を、文京区で作っていきたいと共感いたしました。	区内事業所
10	良かった	協議会の年間総括として、各部会の活動が知れてよかった。就労選択支援のことも理解できた。文京区の障害分野を知ってもらうよい機会になっていると思う。	その他
11	良かった	自立支援協議会の各部会について、1年間の動きが分かり、これから各部会の運営を進めていくうえで、大変参考になりました（入職後半年未満であり、まだまだ勉強中なので）。 就労選択支援事業については、まだまだこれからの事業かと思いますが、事業を利用することによって、就労に向けて少しでもミスマッチが減らせればいいのかなと思いました。	その他
12	大変良かった	就労選択支援の実際に体験された発表はとても良かったです。 部会長が実際に支援を受けられ感じたことは、今後の私たちの取り組みを考えることにつながっています。 ありがとうございました。 そして障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行は入所利用者にとって課題が山積しているので、少しずつでも標準化していけるよう取り組んでいきたいと思います。	区内事業所
13	大変良かった	昨年度よりも、丁寧な報告と、就労選択支援事業についての事例がとても具体的で分かりやすく、よく理解できました。今後も、当事者の方の発信の機会がふえ、学ばせていただきたいです。子ども部会と他部会の連携も考えていかねばと思います。御準備ありがとうございます。	区内事業所
14	良かった	私がとても感動した言葉がありました。目の前が明るくなりました。「医学モデルから社会モデル」への中で「障がいがあるから、認知症があるから不便」なのでなく、「障がいとともに生きることを、認知症の方々とともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促している、と言うところに心が動かされました。ありがとうございました。	
15	良かった	就労選択支援事業についてなど、勉強中の内容のお話を聞くことができ、わかりやすくよかったです。	区内事業所
16	大変良かった	就労選択支援の取組み、今後に向けた動きなど知ることができました。	区内事業所
17	大変良かった	各部会のそれぞれの課題があって考える良い機会になりました。縦割りでなく横のつながりが大切であること、を認識しました。当事者の声をもっと聞いていきたいです。本日はありがとうございました。	
18	大変良かった	連けいの重要性が共通認識として持てたことが良かった。意思決定がすべての基本だと思った。（実際に行う時にはいろいろ課題があるが）	
19	大変良かった		障害当事者・団体
20	良かった	障害者に対する、このような会議は始めてだったので、今後の活動に役立つと感じる事ができました。	民生・児童委員
21	良かった	・各部会の内容が知れて良かった ・時間が長い ・オンライン参加が望ましい	区内事業所
22	良かった	防災ワークショップを大切にされていることがよくわかりました。就労支援のモデル事例がわかりやすかったです。	民生委員
23	良かった	各部会の取り組みを聞いて感心しました。障害者の方も地域で安心して生活していけると確信しました。民生委員として、これからの活動に生かしていきたいと思います。	民生委員

24	大変良かった	文京区の障がい児保護者がかかえるニーズが数字で具体的に見えたので、ニーズに合った運営、ニーズに応える支援を行えるように、持ち帰って検討したいと思った。	区内事業所
25	良かった	いろいろな部会がある事を知らなかったので知ることができ良かったです。又、障がい者の方が住みやすくするためのサポートが少しでもお手伝ができればと思いました	民生・児童委員
26	大変良かった	自立支援協議会において、検討されてきたことをよく理解できた。様々な課題とその今後の取り組みについて期待をしている。また、自分自身の障害者に対する対応等についても、考えることが多くあった。チームでの支援が大切であると感じた。	民生・児童委員
27	良かった		
28	大変良かった	相談・地域生活専門部会に参加しております。他の専門部会の活動がわかりやすく報告され、全体像が少し掴めた気がします。実態、意向調査の中からも区の課題が多く見られ、これらが今後どの様に解決されて行くか楽しみです。又、その一助となれればと存じます。タテ割りを突破して、重層的に支援が行われる様な地域になります様に。	区内事業所
29	大変良かった	部会報告の内容が深化していることを強く感じました。当事者部会では、障害特性に配慮して障害順に分科会で動いてみるのもひとつの方法かと思いました。	区内事業所
30	大変良かった	障がい者の権利に関する条約から12年、やっと変化を身近に感じられるようになったと思います。協議会に当事者部会があることの意味をとても重要だと感じています。	その他
31	大変良かった	当事者部会とモデル事例が特に参考になった	区内事業所
32	大変良かった	中山さんの生の声が聞けた事はとても良かった。でも大きな会場での発表は負担が大きかったのではと心配になりました	民生・児童委員
33	大変良かった	各部会の取り組みをじっくりうかがうことができ貴重な会でした。ありがとうございました。	区内事業所
34	大変良かった	文京区の実態調査の結果をあのように説明していただいてとてもよくわかりました。とてもわかりやすかったです。就労選択支援についてモデル事例を実際にみせていただき、ご説明いただいたので具体的に知ることができました。	
35	良かった	全ての部会に参加（傍聴）は難しいので全体会で話しが聞けるのは有りがたいです	その他
36	大変良かった	様々な取組みを知ることができてよかったです。	
37	大変良かった	他の協議会と共有。	町会
38	大変良かった	冒頭の高山先生のお話を聴き、障害者の権利擁護の大切さ、権利条約のところの「iulegrity=不可侵性」や意思決定の必要性の考えを深めることが出来ました！！	区内事業所
39	大変良かった	いろいろな部会の話しが有り大変良かった	障害当事者・団体
40	大変良かった	当事者部会、モデル事業でお話ししてくださった中山さんがとてもわかりやすく説明してくれ素晴らしかったです。”自分らしく地域で暮らす”、”自分で決める”ことについて様々な立場から聞くことができ勉強になりましたし、自分自身もしっかり考えていきたい	区内事業所
41	大変良かった	・昨年に比べ会場にも連絡があり、見やすく聞きやすかった。 ・全体の内容が良くわかった。 ・部会へ重複して参加している委員も多く、連携がとれている印象もあるが、当事者、家族への周知、実際にサービス使用等にどの程度役立っているのかわからない。	その他
42	良かった		

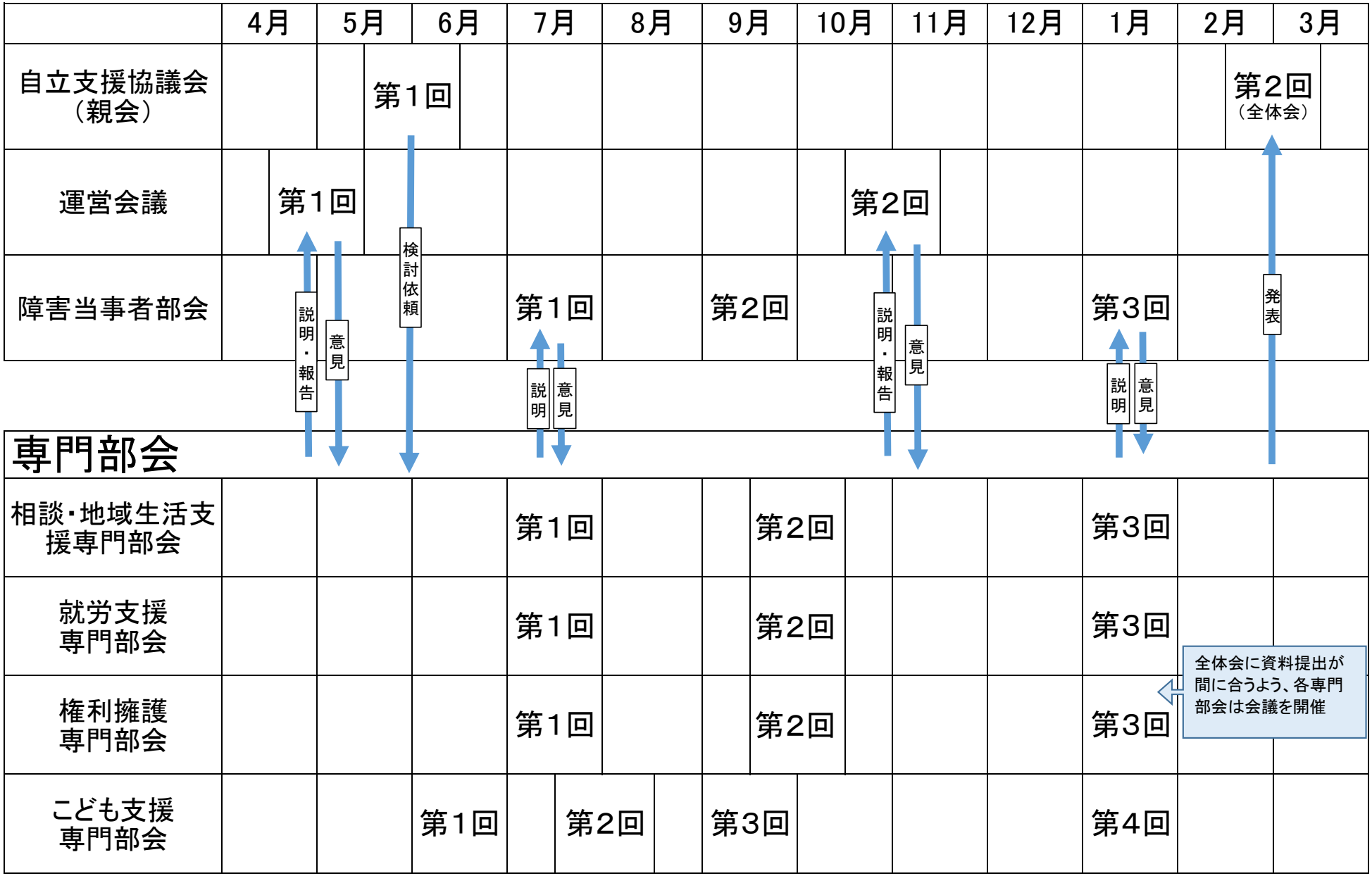
【資料第2-4号】

令和８年度　文京区障害者地域自立支援協議会　組織図



【資料第2-5号】

令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール



【資料第２－６号】

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
親会	委員委嘱(3年任期)		委員委嘱(3年任期)
	全体会の実施	全体会の実施	全体会の実施
		障害者・児計画事業実績の評価	
相談・地域生活支援専門部会	暮らしをサポートする仕組みについて検討		
	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討		
		引き継ぎチェックシートの作成	引き継ぎチェックシートの周知活動
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	令和6年度地域支援フォーラム企画検討		就労選択支援について検討、全体会にて発表
	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討	
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成	権利擁護に関する課題の再整理
障害当事者部会	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について 意見交換	防災について体験・検討、全体会にて発表	防災について体験・検討
	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会	
子ども支援専門部会	産前から小学生までの切れ目ない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施	教育・医療・福祉の顔が見える関係を深めるための研修会を実施

【資料第3号】

令和８年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和８年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

１　相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

２　就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業について、更なる研究及び検討を重ねる。

３　権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドの活用、および、障害者の住まいの課題について検討する。

４　障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

５　こども支援専門部会

こども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「こども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

こども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、こどもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

令和7年度 文京区成年後見中核機関事業の実施状況について

1 権利擁護支援連携協議会

(1)開催状況

第1回 令和7年7月23日(水)
第2回 令和8年3月18日(水)
※主に、文京区における市民後見人の養成及び体制整備について協議。

2 権利擁護支援連携協議会実務者会議

(1)開催状況

第1回 令和7年4月15日(火)
第2回 令和7年5月20日(火)
第3回 令和7年6月17日(火)
第4回 令和7年7月15日(火)
第5回 令和7年9月16日(火)
第6回 令和7年10月21日(火)
第7回 令和7年12月16日(火)
第8回 令和8年3月17日(火)

3 広報・啓発活動

(1)成年後見制度学習会

「障害のある方のための成年後見制度」	令和7年5月22日(木)
「遺言と任意後見で老いじたく」	令和7年6月19日(木)
「あんしん・なっとく成年後見制度」	令和7年7月30日(水)
「親族のための成年後見制度」申立編	令和7年9月2日(火)
仕事内容編	令和7年9月9日(火)
「いっしょに学ぼう成年後見制度」	令和7年10月24日(金)
「遺言と任意後見で老いじたく」	令和7年11月13日(木)
「障害のある方を地域で支える権利擁護の仕組み」	令和7年12月17日(水)
「知ってそなえる成年後見制度」	令和8年2月26日(木)

(2)関係機関連携・研修

①本富士地区弁護士連絡会
(本富士生活あんしん拠点、高齢者あんしん相談センター本富士との共催)

第1回 「配慮の必要な方への資産管理について学ぶ」	令和7年5月30日(金)
第2回 「年金差し押さえ・死後事務・個人情報と信頼関係」	令和7年12月11日(木)
第3回 「法律から読みとる福祉サービス利用契約について」	令和8年2月24日(火)

②実は知らない？！成年後見の申立て書類について学ぶ会
(文京区権利擁護支援関係機関研修会) 令和8年3月5日(木)

（3）その他広報

・消費生活展にて、成年後見制度、地権事業の周知広報活動（展示）

令和8年2月6日（金）、7日（土）

・関係機関向けに成年後見制度パンフレットを一斉送付　令和8年3月

4　担い手養成

（1）権利擁護支援入門講座

・「権利擁護」の第一歩として「意思決定支援」について、講義、グループワーク、当事者との関わりを通じて学ぶ。

・実施日：令和7年7月24日（木）
令和7年10月21日（火）

・受講対象：区内在住・在勤・在学の方
区内で地域活動・ボランティア活動などを行っている方

・受講人数：2日間合計31名

（2）市民後見人養成基礎講座

・内容：主に座学にて、市民後見人に必要な知識や技術に関する基礎的な講義を実施。

・実施日：令和7年11月20日（木）・28日（金）
令和7年12月5日（金）・19日（金）
令和8年1月9日（金）・30日（金）

・申込者数：29名、修了者数：28名

（3）市民後見人養成実践講座

・令和8年度に実施される市民後見人養成実践講座受講者の選考を実施。

・選考方法：基礎講座の受講状況及び作文、面談

・申込者数：17名

・受講決定者数：10名

（4）市民後見人の養成及び支援体制の整備

・市民後見人の養成及び支援を行うため、市民後見人養成委員会を設置予定。

・所掌事項：①市民後見人候補者名簿の登録及び、市民後見人候補者名簿登録者の更新、抹消に関すること。
②市民後見人養成講座のカリキュラムに関すること。
③市民後見人の調整及び推薦に関すること。
④市民後見人の業務におけるフォローアップに関すること。
⑤その他、養成委員会の目的を達成するために必要なこと。

・委員：学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、区職員等を想定。

5　令和8年度以降の権利擁護センターの組織体制について

・文京ユアストーリー事業担当が地域福祉推進係から権利擁護センターに移行。

・職員13名にて事業運営を開始。

【資料第5－1号】

権利擁護専門部会　情報・課題共有

これまでの権利擁護専門部会の取組み

【令和 4～6 年度】
成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージおよびライフイベントにおける必要な支援とは」という視野に広げて検討を行った。様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考えた結果、必要な支援や相談支援機関につながるようなものとして、「**「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド**」を作成した。（まずは支援者を対象として作成）
学校卒業・親なきあと・高齢期などのライフステージや、住まい・仕事・お金などライフイベントの際に大きく変化が生じる事柄ごとに、検討が必要となる項目を記載し、ご本人が将来を見据えて、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるようなものとして作成した。

令和 7 年度の権利擁護専門部会の取組み

権利擁護専門部会にて、今期（令和 7～9 年度）検討する内容について話し合いを行った。
部会員が日ごろ係わっているフィールドや生活の中で、「権利擁護」に関する課題を出し合い、意見交換したことに加え、文京区障害者地域自立支援協議会の他部会の主に部会長から聞き取りさせていただいた内容や当事者部会の方にご協力いただいたアンケートの回答を踏まえ、いただいたご意見などを以下の 5 つのカテゴリーに分類。

①後見関係	制度の利用促進、後見人等と相談支援機関との連携、地域の専門職との連携、専門職後見人と市民後見人との違いや啓発、権利擁護専門部会にて作成した「「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」の活用方法について
②権利侵害	虐待が起こる構造、虐待発生から相談や支援体制に至るまでの流れ、消費者被害
③住まい	一人暮らしの地域サポート、障害があることで住み替えが困難になった経験、住まいの選択の課題
④意思決定支援	家族や支援者の代行決定・理解不足、意思形成のための経験と環境整備
⑤その他	障害がある方への投票支援活動、情報格差、福祉教育・障害がある方への理解、支援者・保護者・関係機関が連携して動ける仕組み

⇒委員で意見交換をし、「「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドのブラッシュアップ」「住まいのこと。文京区に住まうということ」「基本的な考え方として自己決定、意思決定支援」の3点に多くの意見があがった。

今年度の取組みについて（以下2つのテーマについて取り組む）

▸テーマ①　「住まい（文京区に「住まう」）」について
障害のある方の特に賃貸借契約について、障害の有無に関係なく「住まい」の選択がしやすくなる環境や、障害への偏見などをどのようになくしていくのかについて検討する予定。

▸テーマ②　「「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」について
ガイドをより使いやすいものにしていくため、実際の利用状況のモニタリングや内容の見直し、ガイドの利用対象者の再検討、成年後見制度以外に活用できる制度などの掲載について検討する予定。

【資料第５－２号】

令和７年度文京区居住支援協議会の取組について

１　協議会の概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第 51 条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者及び子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した効果的な居住支援の推進を図ることを目的に、不動産関係団体、居住支援団体及び区を構成委員として、平成 29 年７月に設立した。

平成 31 年３月には、不動産関係団体、居住支援団体及び区が一体となって居住支援に取組むための共通認識となる「文京区居住支援協議会行動指針」を策定した。

２　構成委員

裏面のとおり

３　開催状況

開催回	開催日	主　な　議　題
第１回	令和７年８月１日	⑴居住支援セミナーの共催について ⑵ワーキンググループの設置について ⑶居住支援法人の活動紹介
第２回	令和８年３月 18 日	⑴居住支援セミナーの実施報告について ⑵ワーキンググループの実績報告について ⑶居住支援法人の活動紹介

４　主な検討内容

⑴ 家主や不動産事業者を対象に、高齢者等の入居に対する理解を深めてもらうことを目的として、区との共催により「居住支援セミナー」を開催することを決定した。講師には、本協議会委員でもあるＮＰＯ法人日本地主家主協会の手塚康弘氏と東京都指定居住支援法人である一般社団法人くらしサポート・ウィズ 甲野順氏を招聘し、21 名が参加した。

⑵ 居住支援を実践する担当者レベルでの連携を目指し、ワーキンググループを開催した。グループ別に意見交換をし、今後の課題を共有した。

５　令和８年度の開催予定

協議会：２回（８月及び３月頃）の開催を予定

ワーキンググループ：１回（12 月頃）の開催を予定

文京区居住支援協議会委員名簿

No.	構成区分	団体名・役職名
1	学識経験者	一般財団法人高齢者住宅財団　顧問
2	不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第四ブロック 監査役
3		公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島・文京支部　副支部長
4		特定非営利活動法人日本地主家主協会　理事長
5	居住支援団体	社会福祉法人文京区社会福祉協議会　事務局次長
6		文京区民生委員・児童委員協議会　本富士地区委員
7		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 保険住宅部長
8		一般社団法人全国保証機構
9		文京区障害者基幹相談支援センター　副所長
10		高齢者あんしん相談センター本富士　センター長
11		文京区生活困窮者自立支援担当　主任相談支援員
12	区職員	福祉部長
13		地域包括ケア推進担当部長
14		福祉部福祉政策課長
15		福祉部高齢福祉課長
16		福祉部地域包括ケア推進担当課長
17		福祉部障害福祉課長
18		福祉部生活福祉課長
19		こども未来部こども若者政策課長
20		保健衛生部保健対策担当課長
21		都市計画部住環境課長
22		都市計画部建築指導課長
23	オブザーバー	東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長

ワーキンググループ実施報告

１　概要

開催日時：令和７年 12 月 17 日（水）10:00～12:00

出席団体：居住支援法人（3 法人）

（公社）東京都宅地建物取引業協会第四ブロック文京区支部
（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター
文京区社会福祉協議会
文京区民生委員・児童委員協議会
高齢者あんしん相談センター
文京区基幹相談支援センター
地域生活支援拠点
自立相談支援窓口受託事業者
高齢福祉課高齢者相談係
障害福祉課障害者施設担当
予防対策課精神保健担当
福祉政策課福祉住宅係職員
計 24 名

２　次第

⑴　講演「居住支援法人とは」
　　ホームネット株式会社（東京都指定居住支援法人）　居住支援連携室　種田　聖　氏
⑵　グループ別意見交換
　　（テーマ）「住まい探しの相談にどう対応しているか（現場の工夫と困りごと）」
⑶　グループでの意見交換結果の発表
⑷　質疑応答・交流

３　意見交換で共有された主な事項と論点

⑴　文京区の住宅市場の厳しさ

・他区と比べ空室リスクが低く、家主側に住宅確保要配慮者を受け入れる動機が生じにくい。
・家賃 55,000 円以下の低廉な物件は極めて少なく、耐震・木造密集地域解消の観点から、今後さらに減少する見込みである。
・保証会社の審査が大きな関門であり、否決理由が不動産店にも開示されないため対策が立てにくい。

⑵　要配慮者の住まい探しの実態

・生活保護受給者だと伝えた時点で、不動産店から断られるケースが依然として多い。
・住宅扶助に係る代理納付制度は家賃支払いの安定につながる一方、制度を知らない不

動産店も多く、周知が必要である。

・身寄りのない高齢者は、緊急連絡先が確保できず、入居を断られやすい。孤独死した時の残置物処理の負担（手続き・費用）が家主側の受け入れ忌避につながっている。

・死後事務委任契約は、預託金が高額（50 万～130 万円程度）で、生活困窮者には利用が困難である。

⑶　既存制度の共有と課題

・すまいる住宅登録事業は、全国的にも先駆的な取組みと評価された。また、登録要件を緩和するなど、より使いやすくなるよう見直しが図られているが、居住支援の実務担当者である保健師や生活あんしん拠点の職員等に十分に浸透していない。

・居住支援法人は相談が可能であるが、各法人の得意分野（仲介、見守り、相談受託等）が異なるため、特色が確認できるような情報の整理が必要である。

⑷　その他の課題等

・「困った時に誰に相談すればよいか」を明確にするため、福祉・行政・不動産店の顔の見える関係（横のつながり）の構築・強化が必要である。

・支援決定まで数か月を要し、緊急事案に対応が間に合わないケースがある。

・文京区へのこだわりが強い相談者への現実的な選択肢（他区転居を含む）の提示のあり方を、検討する必要がある。

13 住　宅

（1）住宅設備改善費の助成　身 難 児

身体障害のある方及び難病患者等（対象疾患　別表199ページ）が日常生活を容易にするために、自宅の設備改善に要する費用の一部を区が助成します。助成に当たっては、事前に要件等の相談が必要です。また、難病患者等は医師の診断書が必要です。

なお、介護保険対象者は、介護保険住宅改修が原則として優先されます。

利用者負担　原則、各種目の基準額の１割（基準額を超えて住宅設備改善をされる場合、超えた額も利用者負担）

対　　象

種　目	障害程度	年齢	内　　容
小規模改善	①下肢又は体幹１～３級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	学齢児以上65歳未満	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止、移動の円滑化等のための床及び通路面の材料変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え（特殊便器への取替えは上肢２級以上） ・その他これらの工事に付帯して必要な住宅改善
中規模改善	下肢又は体幹１～２級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	学齢児以上65歳未満	・小規模改善において給付の対象となる改善で、小規模改善の給付を受けてなお足りない部分についての工事 ・小規模改善の対象とならない改善で、区が必要と認める工事
屋内移動設備	歩行不能で上肢･下肢･体幹障害１級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者（65歳以上の内部障害者は、指定医により歩行できない状態であり、車椅子が必要であるとの証明を受けた方）	学齢児以上	十分な強度を持ち、天井への取付け型又は、４本支柱型のレールに設置されたリフトで、身体を持ち上げ障害者を安全に屋内移動できる性能を有するもの
昇降機	階段昇降が困難な下肢・体幹障害１～２級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者（65歳以上の内部障害者は、指定医により車椅子が必要であるとの証明を受けた方）	学齢児以上	十分な強度を持ち、階上と階下の移動が安全かつ確実に行える性能を有しているもの、及びこれに準ずる機能を有しているもの

問い合わせ先

対象者	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳の交付を受けた方	障害福祉課 身体障害者支援係	03－5803－1219	03－5803－1352
難病患者等	予防対策課 精神保健担当	03－5803－1847	03－5803－1355

（2）高齢者等住宅修築資金の助成　身 知 精 児

高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に助成金を交付します。

対　　象

① 高齢者（65歳以上の方）又は心身障害者（身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、その他定められた特殊疾病にり患している方）がいる世帯に属する者であること。

② 工事着工前の申込であること。

③ 区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること。

④ 住民税を滞納していないこと。

⑤ 過去10年間にこの助成金の交付を受けたことがない住宅であること。

⑥ 過去10年間に居宅介護住宅改修等（介護保険法に基づくもの）、高齢者住宅設備等改造事業及び身体障害者（児）住宅設備改善給付事業を利用したことがない住宅であること。

対 象 工 事

① 住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの

- 手すりの取付け
- 段差の解消（スロープ設置工事及び畳からフローリングへの変更工事を含む。）
- 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更
- 車椅子対応洗面台への取替え
- 引き戸等への扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え（車椅子対応便器への取替えを含む。）
- その他これらの工事に附帯して必要となる工事

② 浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事

③ 災害により、り災した住宅の修復工事（建替え工事を除く。要り災後60日以内のり災証明書）

助　成　額　税抜き工事費の10％（上限20万円）

対象工事　工事着工の３週間前までに、申請書と必要書類を住環境課へ提出してください。（ただし、年末年始及び大型連休等を含む場合は４週間前まで。）申請書は右記からもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

区HP

問い合わせ先　住環境課管理担当（シビックセンター18階北側）
TEL 03－5803－1374　FAX 03－5803－1376

（３）耐震改修工事等の助成　身知

昭和56年５月31日以前に着工された住宅又は昭和56年６月１日から平成12年５月31日までの間に着工された木造住宅（在来軸組工法による平屋又は２階建てのものに限る）の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事等に要する費用の一部を区が助成します。

高齢者又は障害者が居住する木造住宅は、助成の補助率と補助金上限額が下記のとおり優遇されます。助成にあたっては、契約前に申請の手続きが必要です（その他要件あり）。

対象　住宅の所有者であり、次の①②いずれかに該当する方

① 本人又は３親等以内の親族が申請時に満65歳以上で助成対象住宅に１年以上居住している。

② 本人又は３親等以内の親族が申請時に身体障害者手帳１～４級もしくは愛の手帳１～３度に該当し助成対象住宅に１年以上居住している。

助成額

助成種類	助成金額	対象地区
木造建築物耐震診断助成	耐震診断に要した費用の10/10 （上限20万円）	区内全域
木造住宅耐震改修工事助成	助成対象設計費・工事費の３/４ （上限240万円） ※ただし、すでに耐震設計助成を受けている場合は上限200万円	準防火地域内
木造住宅耐震シェルター等助成	助成対象工事費の３/４ （上限40万円）	区内全域

問い合わせ先　地域整備課耐震・不燃化担当（シビックセンター18階北側）
TEL 03－5803－1846　FAX 03－5803－1376

（4）移転費用等の助成　身知精

取り壊し等による立ち退き又は住環境を改善するため、区内のほかの民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、移転費用及び住み替え前と後の家賃の差額の一部を助成します。（世帯の収入が基準内であること等が必要です。）

対象世帯　区内に引き続き１年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

助成する経費　①　移転費用（上限15万円）
②　新旧家賃の差額（上限２万円）

申請の時期　賃貸借契約締結前に申請が必要です。

助成する期間　賃貸借契約により住み替える日から２年間

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

（5）すみかえサポート事業　身知精

連帯保証人が確保できず、民間賃貸住宅への入居が困難な場合に、区と協定を結んだ民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、区と協定を結んだ民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、一定の要件を満たした場合には、初回保証料の一部（上限５万円）を助成します。

対象世帯　区内に引き続き１年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯（緊急連絡先のある方）

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

（6）住まいの協力店　身知精

不動産業界団体から推薦を受けた店舗を「文京区住まいの協力店」として登録し、住宅に困窮する障害者世帯等に対し、適切な民間賃貸住宅情報を提供します。

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

（7）すまいる住宅登録事業　身知精

障害者等の入居を拒まない住宅を区に登録し、障害者等に紹介します。入居するには、事前に区へ入居資格の認定申請を行う必要があります。その住宅に区が入居資格認定した障害者等が入居した場合に、住宅オーナーに謝礼を支払います。

対象世帯　区内に引き続き１年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

（8）あんしん居住制度助成　身知精

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度（見守りサービス・葬儀の実施・残存家財の片付け）を利用した方が一定の要件を満たす場合、区が初回事務手数料の一部を助成します（助成限度額あり）。

対象世帯　区内に引き続き１年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

（9）障害者住宅　身知

居室内の流しや洗面台の高さが調整できる等、障害者に配慮した集合住宅です。

住所　【根津１丁目障害者住宅】　文京区根津１－15－12

戸数　６戸（単身用５戸・家族用１戸）

募集時期　空き家が発生した時

問い合わせ先　福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）
TEL 03－5803－1238　FAX 03－3816－0088

(10) 都営住宅 身知精

【都営住宅の優遇制度】

所得の低い方を対象とする公営住宅のうち、都が管理する都営住宅には、障害者世帯を対象とした優遇抽せんやポイント方式による入居者募集があります（２人以上の家族向）。

障害者等級、所得基準、居住年数等一定の申込資格が必要です。

抽せん方式による募集　５月・11月の定期募集では、申込みされる本人又は同居（もしくは同居しようとする）親族が障害者等の方は、一般世帯よりも当せん確率を上げることができます。

ポイント方式による募集　抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を資格審査対象者とします。（申込みされる本人又は同居（もしくは同居しようとする）親族が、身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）又は戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上）の方等）

問い合わせ先　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
TEL 03－3498－8894　FAX 03－3409－4527
テレホンサービス
TEL 03－6418－5571

優遇抽せんの詳細

【都営住宅使用料の減額】

都営住宅に入居している世帯のうち､収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

対　象
① 身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けている方がいる世帯
② 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

問い合わせ先　東京都住宅供給公社お客さまセンター
TEL 0570－03－0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方
TEL 03－6279－2652

(11) UR賃貸住宅 身知精

【新築のUR賃貸住宅（抽選）】

申込本人又は同居する親族が障害者等の方は、当選率が一般の方に比べ20倍優遇されます。

対　　象　身体障害者手帳１～４級の方、愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方等

【既存のUR賃貸住宅（先着順）】

５年間５％等の家賃割引を受けられる「近居割」制度を利用いただける場合があります。障害者世帯等の優遇対象世帯とその親族世帯の双方が、同一又は近接（２キロ圏内）するUR賃貸住宅に近居する場合、新しく入居いただく世帯の家賃を割引する制度です。

問い合わせ先　賃貸住宅募集案内総合窓口
℡ 0120－411－363
（午前９時30分～午後６時／定休日　なし）

HP

最寄りの窓口　UR新宿営業センター
〒163-1301　新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー１階
℡ 03－3347－4330
（午前９時30分～午後６時／定休日　年末年始のみ）

【資料第5－5号】

13.住　宅

〈問い合わせ先の変更〉131 ページ

（1）住宅設備改善費の助成　身 難 児

身体障害のある方及び難病患者等（対象疾患　別表 199 ページ）が日常生活を容易にするために、自宅の設備改善に要する費用の一部を区が助成します。助成に当たっては、事前に要件等の相談が必要です。また、難病患者等は医師の診断書が必要です。

なお、介護保険対象者は、介護保険住宅改修が原則として優先されます。

問い合わせ先

対象者	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳の交付を受けた方	障害福祉課 身体障害者支援係	03－5803－1219	03－5803－1352
難病患者等	予防対策課 精神保健担当	03－5803－1847	~~03－5803－1355~~ 03－5803－1386

〈対象、対象工事の変更〉132 ページ

（2）高齢者等住宅修築資金の助成　身 知 精 児

高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に助成金を交付します。

対　象

① 高齢者（65 歳以上の方）又は心身障害者（身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、その他定められた特殊疾病にり患している方）がいる世帯に属する者であること。

② 工事着工前の申込であること。

③ 区内の自己又は親族等（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族等）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること。

④ 住民税を滞納していないこと。

⑤ 過去 10 年間にこの助成金の交付を受けたことがない住宅であること。

⑥ 過去 10 年間に居宅介護住宅改修等（介護保険法に基づくもの）、高齢者住宅設備等改造事業及び身体障害者(児)住宅設備改善給付事業を利用したことがない住宅であること。

⑦ 過去１０年間に他の助成金（対象工事内容と同一の主旨）の交付を受けたことがない住宅であること。

⑧ 過去 10 年間に他の助成金でトイレ及び浴室工事に対する助成金（手すり

の取り付け工事を除く。）の交付を受けたことがない住宅であること。

⑨　申請する工事について、他の助成金と重複して申請をしていない住宅であること。

対象工事

①　住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの

- 手すりの取付け
- 段差の解消（スロープ設置工事及び段差の解消を伴う畳からフローリングへの変更工事を含む。）
- 滑り防止~~又は移動の円滑化~~等のための床又は通路面の材料変更
- 車椅子対応洗面台への取替え
- 引き戸等への扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え（車椅子対応便器への取替えを含む。）
- その他これらの工事に附帯して必要となる工事

②　浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事

③　災害により、り災した住宅の修復工事（建替え工事を除く。要り災後 60 日以内のり災証明書）

問い合わせ先　住環境課管理担当（シビックセンター18 階北側）

℡ 03−5803−1374　　FAX 03−5803−1376

〈文言、助成金額の変更〉133 ページ

（3）耐震改修工事等の助成　身 知

昭和 56 年5月 31 日以前に着工された住宅又は昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に着工された木造住宅（在来軸組工法による平屋又は２階建てのものに限る）の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事等に要する費用の一部を区が助成します。

高齢者又は障害者が居住する木造住宅は、助成の補助率と補助金上限額が下記のとおり優遇されます。助成にあたっては、契約前に申請の手続きが必要です（その他要件あり）。

対象　住宅の所有者であり、次の①②いずれかに該当する方

①　本人又は３親等以内の親族が申請時に満 65 歳以上で助成対象住宅に１年以上居住している。

②　本人又は３親等以内の親族が申請時に身体障害者手帳１～４級もしくは愛の手帳１～３度に該当し助成対象住宅に１年以上居住している。

助　成　額

助成種類	助成金額	対象地区
木造建築物耐震診断助成	耐震診断に要した費用の 10/10 （上限 ~~20~~ 30 万円）	区内全域
木造住宅耐震化~~改修工事~~工事助成	助成対象設計費・工事費の３/４ （上限 ~~240~~ 400 万円） ※ただし、すでに耐震設計助成を受けている場合は上限 ~~200~~ 360 万円	準防火地域内
木造住宅耐震シェルター等助成	助成対象工事費の３/４ （上限 ~~40~~ 60 万円）	区内全域

問い合わせ先　地域整備課耐震・不燃化担当（シビックセンター18 階北側）

℡ 03−5803−1846　　FAX 03−5803−1376